

防衛戦（事）第251号
令和6年6月24日
一部改正 防官文（事）第70号
令和7年3月21日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

宇宙安全保障推進委員会の設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

宇宙安全保障推進委員会設置要綱

（委員会の設置）

第1 「国家安全保障戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）、「国家防衛戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）、「防衛力整備計画について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）、「宇宙安全保障構想」（令和5年6月13日宇宙開発戦略本部決定）等を踏まえ、防衛省として我が国の宇宙安全保障の推進について組織横断的に検討するため、防衛省に宇宙安全保障推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の構成等）

第2 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 事務次官
- (2) 委員 大臣官房長
防衛政策局長
整備計画局長
統合幕僚長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長
情報本部長
防衛装備庁長官

2 委員長は、委員会における検討のため必要があると認めるときは、前項第2号に掲げる者以外のものを委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

3 委員長は、議案の性質により委員を限定する必要があると認めるときは、第1項に掲げる委員のうち一部のものをもって委員会を開催することができる。

（委員会の運営）

第3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

（委員会における検討事項）

第4 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 防衛省における宇宙利用の指針
- (2) 防衛省として組織横断的に推進が必要な宇宙安全保障に関する取組（情報収集、通信、測位、相手方の指揮統制・情報通信等を妨げる能力、宇宙領域把握等）
- (3) 前号の取組を支える技術の研究開発又は国内外のスタートアップ企業を含む民間企業及び国内の研究機関等の技術の活用による民生先端技術の取り込みの方向性

（作業部会の設置等）

第5 委員会の下に、委員会を補佐し、細部の検討を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 作業部会長 防衛政策局長の指名する防衛政策局次長
- (2) 副作業部会長 防衛装備庁技術戦略部長
- (3) 作業部会長代理 防衛政策局戦略企画参事官
- (4) 作業部会員 作業部会長が指名する大臣官房参事官
防衛政策局防衛政策課長
防衛政策局調査課長
整備計画局防衛計画課長
整備計画局サイバー整備課長
統合幕僚監部防衛計画部計画課長
統合幕僚監部首席指揮通信システム官付指揮通信システム官
(サイバー)
統合幕僚監部運用部運用第1課長
陸上幕僚監部防衛部防衛課長
陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長
陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課長
海上幕僚監部防衛部防衛課長
海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課長
海上幕僚監部指揮通信情報部情報課長
航空幕僚監部防衛部防衛課長
航空幕僚監部防衛部事業計画第2課長
航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長
航空幕僚監部運用支援・情報部情報課長
情報本部政策情報官
情報本部計画部長
防衛装備庁装備政策部装備政策課長
防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官(宇宙・地上装備担当)
防衛装備庁技術戦略部技術戦略課長

3 作業部会長は、作業部会における検討のため必要があると認めるときは、前項第2号、第3号及び第4号に掲げる者以外のものを作業部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

4 作業部会長は、議案の性質により構成員を限定する必要があると認めるときは、第2項に掲げる構成員のうち一部のものをもって作業部会を開催することができる。

(作業部会の運営)

第6 作業部会長は、作業部会を招集し、作業部会の会務を総理する。

2 副作業部会長は、作業部会長を助け、事務を整理する。

3 作業部会長代理は、作業部会長を助け、作業部会長が不在の場合、その職務を代行する。

(関係部局との協力)

第7 関係部局は、委員長及び作業部会長から関係者の出席、資料の提出その他の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

(情報の保全)

第8 委員会及び作業部会の構成員並びに前条の規定により協力を求められた関係部局の職員は、検討への参画を通じて知り得た情報について、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）その他の関連規則に基づき適切な情報の保全を図るものとする。

(庶務)

第9 委員会及び作業部会の庶務は、防衛政策局戦略企画参事官において処理する。

(委任規定)

第10 本通達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は作業部会長がそれぞれ定める。